

揮率燃料運搬ニ任スルト共ニ戦死隊ノ作業ノタメ牽引車ニ
 ヲ協力セシムベシ

七、新行軍路監視、速カニ編成ヲ解テ所傷ニ復歸スベシ
 八、新行軍路監視、速カニ編成ヲ解テ所傷ニ復歸スベシ

九、屋代ス砲隊ハ成ル可ク速カニ射撃準備ヲ完了スルト共ニ対応
 対海監視ヲ最ニスベシ

十、防衛隊ハ當分、向依然現作業部署ノ通 各小隊ニ配属ス
 十一、自動車輜ノ夜間運行ハ總ツテ無燈火トス

十二、當初附傍壕ニ在リ状況ノ進展ニ伴ヒ觀測所ニ轉
 位ス

隊長 平山 大尉

下達法 將校ヲ集メ口達、屋代ス砲隊ニ電話

報告先 支隊本部

(精養軒・家財)

佐々木 第一大隊命令

第一大隊命令

三、二五 海部山第一大隊戦車指揮所

一、三月二十五日ハ、甲號戦備ヲ下令セラル

二、大隊ハ字作命 第一中隊ニ基キ戦機ノ室ヲ欣フト共ニ
 必勝ヲ期シ全員戦車配備ニ就キ敵ノ上陸ニ備ヘントス

三、各中隊ハ直ニ甲號戦備ニ移行シ特ニ対海対空(銃爆
 車及対空挺部隊)ニ対シテ充分監視ヲスルト共ニ敵上陸

(降下)企圖ハ早期発見ニ努ムヘシ
 尙陣地ニ在スル偽装 遮蔽ニ注意スルト共ニ兵力配備及

企圖ヲ曝露セザル如ク注意スヘシ
 四、内攻陣地ヘノ兵力配備及道路ノ阻絶等ニ関シテハ豫メ指
 示シタル通りナルモ其ノ時機ハ別命ス

五、各中隊ハ戦車ニ関スル教育ニ遺憾ナキヲ期スヘシ
 六、余真部山第一大隊本部戦車指揮所ニ在リ

第四遊撃隊長 岩田大尉

下達法 口達

報告通報先 西隊支隊 通信隊

佐隊命 某二支號

某二大隊命令

一 狀勢、変化に伴い、國頭支隊に於て、地制空群

ヲ撤收シ、高射部隊ヲ現所屬ニ復帰セシムル

二 大隊ハ高射部隊長ニ配屬シ、アノルニ機関銃部隊

ヲ掌握セントス

三 某二機関銃中隊長ハ右部下機関銃部隊ヲ

速カニ掌握スヘシ

四 余ハ真部ハ某二大隊本部戦斗指揮シ、ニアリ

某二大隊長

佐藤少佐

下達法 口達筆記

下達先 指揮下各中隊

報告先 某二歩兵隊



第一隊 第一中隊
 第二隊 第二中隊
 第三隊 第三中隊
 第四隊 第四中隊
 第五隊 第五中隊
 第六隊 第六中隊

第一隊 第一中隊
 第二隊 第二中隊
 第三隊 第三中隊
 第四隊 第四中隊
 第五隊 第五中隊
 第六隊 第六中隊
 第七隊 第七中隊
 第八隊 第八中隊
 第九隊 第九中隊
 第十隊 第十中隊
 第十一隊 第十一中隊
 第十二隊 第十二中隊
 第十三隊 第十三中隊
 第十四隊 第十四中隊
 第十五隊 第十五中隊
 第十六隊 第十六中隊
 第十七隊 第十七中隊
 第十八隊 第十八中隊
 第十九隊 第十九中隊
 第二十隊 第二十中隊

第一隊

陸



佐作命 第三十八號

第一大隊命令

第一大隊 第一中隊

- 一 二七高地監視哨ヨリノ報告ニヨリハ敵潜水艦ハ突崎ニ浮上停泊シアルモノ如シ
 - 二 大隊ハ情況ノ迫迫セルニ鑑ミ本隊ヲ特ニ敵ノ上陸企圖察知ノ為メ海上警戒ヲ嚴ナラシムルト共ニ右潜水艦ノ襲滅ヲ計ラントス
 - 三 各中隊ハ愈々對海對空監視警戒ヲ至嚴ナラシムヘシ
 - 四 各中隊ハ尤記ノ通り海上警戒ノ為メ兵力ヲ差出し敵ノ上陸企圖ノ捕捉ニ努ムヘシ
- 尤記
- 第一中隊 長(下士官)以下五名ヲ突崎海岸ニ
- 第二中隊 長(下士官)以下五名ヲ安和海岸ニ
- 第三中隊 長(下士官)以下五名ヲ坂久地海岸ニ

捕獲スルハ
 尚細部ハ中隊長ニ直接指示ス
 機関銃中隊長ハ部下ノ小隊ニ銃ヲ直ニ浜崎附近ニ
 派遣シ敵潜水艦ノ警戒ニ任セムヘシ
 細部ニ関シテハ中隊長ニ直接指示ス

又 各隊ニ戒兵ハ速ニ出奔 服装ハ背囊 被甲ヲ除ク
 軍装トシ夜明ヲ期シ帰隊スヘシ
 尚服務間各隊ニ戒兵ハ相互ニ連絡ヲ密ニスヘシ
 3. 崎本部附近ニハ山形隊ヨリ海上警戒戒兵ヲ配置スル等
 第四中隊長ハ警戒ノ指揮スルニ分隊ヲ午後トナシ
 浜崎附近ニ速力ニ進出シ隊ニ敵潜水艦ノ状態ヲ
 偵察スヘシ
 若シ潜水艦ヨリ上陸シ来ル敵兵アラハ之ヲ殲滅スルカ
 捕獲スヘシ
 服装其他前項ニ同シ
 尚細部ハ中隊長ニ直接指示ス
 機関銃中隊長ハ部下ノ小隊ニ銃ヲ直ニ浜崎附近ニ
 派遣シ敵潜水艦ノ警戒ニ任セムヘシ
 細部ニ関シテハ中隊長ニ直接指示ス

陸軍